

令和8年度高等学校等予約奨学生募集要項

公益財団法人 大分県奨学会

この奨学金制度は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって社会における有為な人材の育成と教育の振興に寄与することを目的としています。

当会では、高等学校等に進学後奨学金を希望する人を対象に「**高等学校等奨学金**」「**入学支度金**」「**修学旅行費等奨学金**」の予約奨学生を下記により募集します。

出願にあたっては、本人及び保護者とも奨学金制度の趣旨を理解し、将来、奨学金返還の義務等についての責任も十分自覚したうえで出願してください。

〔奨学金の種類・貸与額〕

奨学金の種類	区 分		貸与額	区 分		貸与額
高等学校等奨学金 (右記区分から月額選択)※選択は内定後	国公立	自宅通学	月額18,000円	私立	自宅通学	月額30,000円
			月額14,000円			月額23,000円
			月額9,000円			月額15,000円
		自宅外通学	月額23,000円		自宅外通学	月額35,000円
			月額18,000円			月額27,000円
			月額12,000円			月額18,000円
入学支度金 (入学時1回のみ)	国公立		50,000円	私立		100,000円
修学旅行費等奨学金 (右記区分から額を選択)※選択は内定後	国内		160,000円	海外		220,000円
			80,000円			110,000円

注意: 1 次の修学資金との併給は行いません。

- 母子父子寡婦福祉資金
- 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- 特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ

注意: 2 上記の奨学金種類の他に「通学費等奨学金」がありますが募集は在学採用で行います。
希望者は高等学校等へ進学後、在学校の担当者へ申し出てください。

〔採用の種類〕

- 予約採用…中学校3年生を対象に7月上旬～9月中旬にかけて募集します。

※高等学校等へ進学後、次の種類の採用も行っています。(全学年対象)

- 在学採用…高等学校等在学者を対象に4月～5月にかけて募集します。
 - 緊急採用…高等学校等在学者を対象に、年間を通じて随時受け付けます。(在学採用期間を除く)
- ※主に家計を支えている人が失職、病気等により家計が急変した為、緊急に奨学金を必要とする場合の制度

〔貸与期間〕

令和8年4月から、在学する学校の正規の標準修業年限の終わる月まで。

入学支度金は入学時1回のみ貸与。

〔願書提出期限〕

提出期限・・・令和7年9月下旬

(申込期限は、学校が別に定めますので学校の締切に遅れないよう注意してください。)

〔連帯保証人について〕

連帯保証人とは、本人と連帯して返還の責任を負う人です。

採用時(誓約書作成時)は**連帯保証人1名**(保護者(父母兄弟等))が必要です。

貸与が終了する時(返還誓約書(借用証書)作成時)には、**連帯保証人2名**が必要です。

1名は保護者(父母兄弟等)とし、他の1名は世帯を別にし独立して生計を立てている有職者で、返還誓約書(借用証書)作成時65歳以下の者(おじ・おば・知人等)を選定してください。

なお、未成年者等保証能力のない者は連帯保証人にはなりません。

〔出願の資格等〕

奨学金の種類		高等学校等奨学金	入学支度金	修学旅行費等奨学金																
申込資格	要件	保護者等が大分県内に住所を有する者																		
	学校	・ 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む） ・ 高等専門学校（県内に所在する学校に限る）・専修学校高等課程（当会取扱校のみ）																		
推薦基準	学力	中学校の学習成績が3.0以上。（注1） または特例推薦に該当する者（※1 特例推薦基準参照） ・ 中学校の学習成績が2.8以上3.0未満の者で特例推薦基準①～⑥のいずれかに該当する者 ・ 特例推薦基準⑦に家計基準が該当する者（該当する場合は学力は問わない）		勉学意欲があり学業を修了できる見込みがあること																
	家計	保護者の年間の全収入金額から合計所得金額を算出しその金額から特別控除額を差し引いた認定所得金額がその世帯の基準額以下であること。 …収入(所得)のめやす… ・ 学習成績が3.0以上の者及び特例推薦基準①～⑥のいずれかに該当する者 <table border="1"><tr><td></td><td>給与の場合 収入金額</td><td>給与以外の場合 所得金額</td></tr><tr><td>国公立</td><td>790万円</td><td>330万円</td></tr><tr><td>私立</td><td>809万円</td><td>343万円</td></tr></table> ※4人世帯で1人の収入(所得)により生活している場合のおよそのめやすです。家族構成により異なります。			給与の場合 収入金額	給与以外の場合 所得金額	国公立	790万円	330万円	私立	809万円	343万円	特例推薦基準⑦に家計基準が該当する者							
		給与の場合 収入金額	給与以外の場合 所得金額																	
国公立	790万円	330万円																		
私立	809万円	343万円																		
人物	勉学意欲があり、奨学生としてふさわしい生徒であること。 ・ 特例推薦基準⑦に家計基準が該当する者 (円)<table border="1"><tr><td>世帯人員</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人</td><td>7人</td></tr><tr><td>基準額</td><td>231万</td><td>322万</td><td>396万</td><td>481万</td><td>581万</td><td>645万</td><td>708万</td></tr></table>				世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	基準額	231万	322万	396万	481万	581万	645万	708万
世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人													
基準額	231万	322万	396万	481万	581万	645万	708万													

（注1）中学校の学習成績（評定平均値） → 第1学年から出願時までの履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第2位で四捨五入）

※1 特例推薦基準

- ① 災害、病気、その他の事故等（離婚等の生別を含む）により、主たる家計支持者を失った者
- ② 申込前1か年以内において、火災・風水害等により著しい被害を受けた者。または著しい被害を受けた者の子
- ③ 今後、学力向上の見込みがあると学校長が認めた者
- ④ 障がいのある者
- ⑤ 原子爆弾により被爆した人の子
- ⑥ 中国帰国孤児の子
- ⑦ 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 生活保護を受けている世帯 イ 市町村民税が非課税又は減免されている世帯
 ウ 保護者の年間の全収入が、生活保護世帯の基準額（年収換算）の1.5倍以下の世帯

高等学校等奨学金貸与規程については、本会のホームページから確認できます。

～～ 家計の収入の目安 ～～

※世帯収入の基準額はおおよその目安です。家族構成により異なります。世帯収入が目安を超えている場合でも家庭の事情(控除額)によっては、基準内になる場合があります。

- I 評定平均値が3.0以上の者、又は、2.8以上3.0未満の者で特例推薦①～⑥のいずれかに該当する者の収入のめやすは次の表を参考にしてください。

	給与の場合 収入金額	給与以外の場合 所得金額
公立	790万円	330万円
私立	809万円	343万円

4人世帯で1人の収入・所得により生活している場合のおおよその目安です。

- II 特例推薦⑦(学力の基準を問いません)の世帯収入のめやすは次の表を参考にしてください。

生活保護世帯の基準額の1.5倍以下の世帯とは

《基準額表》

(円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	231万	322万	396万	481万	581万	645万	708万

給与収入の世帯は給与支払金額(控除前)、給与収入以外の世帯は所得額で、保護者の収入の合計額が該当する世帯の基準額以下であれば、生活保護世帯の1.5倍以下の世帯となります。万円未満切り捨てです。 ※給与収入以外の世帯とは、自営業等の世帯をいいます。

★例えば★ 父、母、兄(大学生)、本人(中学生)、の4人世帯

父の収入 3,298,500円(給与) 母の収入 1,009,256円(給与) の場合

ー算定方法ー

父の給与収入算定額 3,298,500円→329万円

母の給与収入算定額 1,009,256円→100万円 合計 → 329万円 + 100万円 = 429万円

父母の収入算定額合計が429万円となり、4人世帯の基準額481万円以下となるので、生活保護世帯の基準額の1.5倍以下の世帯に該当します。

次の場合は、保護者の収入の算定額に当該控除額を控除し判断します。

ア. 母子父子世帯であるとき
(円)

区分	控除額
児童1人	32万
児童2人	40万
3人以上1人増すごと	5万

イ. 世帯に障がい者がいるとき

(円)

区分	控除額
身体障害者手帳1・2級の方 精神障害者福祉手帳1級の方 療育手帳A1・A2の方	45万
身体障害者手帳3級の方 精神障害者福祉手帳2級の方 療育手帳B1の方	30万

※児童とは18歳に満たない者のこと。ただし、18歳以上の就学者(本人を含む)は18歳未満の子として扱います。

★例えば★ 母、兄(大学生)、本人(中学生)、の3人世帯

母の収入 1,009,256円(給与) の場合

ー算定方法ー

母の給与収入算定額 1,009,256円→100万円

控除額 → 児童2人 40万円 合計 → 100万円 - 40万円 = 60万円

母の収入算定額及び児童2人の控除額の合計が60万円となり、3人世帯の基準額396万円以下となるので、生活保護世帯の基準額の1.5倍以下の世帯に該当します。

〔提出書類〕

- ① 予約奨学生願書 … 要項P 9・10に添付されている当会所定の様式
- ② 住 民 票 … 同一生計の家族全員の住民票(コピー不可)
 ※出願日から3ヶ月以内に発行されたもの
 ※個人番号(マイナンバー)の記載されていないもの
 ※単身赴任、学生等で住民票を移している同一生計の家族がいる場合は取り寄せること
- ③ 収入に関する証明書 … 保護者の「令和7年度(令和6年分)所得課税証明書」(コピー不可)
 父母が保護者の場合は両方必要。(専業主婦や無職者も含む)
 ※市町村が発行したもので、所得・所得控除の内訳・課税内容(市町村県民税所得割・均等割)が記載されているものを提出

確認すること

なお、次の1～4のいずれかの区分に該当する保護者は「所得課税証明書」に加えて該当する証明書類と一緒に提出すること

区 分		証明書類		発行所
1	令和6年1月から申込時現在までに就職・転職した者	給与所得者(会社員等)	「月収」証明書 又は「年収見込」証明書(注2)	現在の勤務先
		給与以外の所得者(自営業等)	確定申告書(控)の写し	税務署
2	雇用保険を受給している者	雇用保険受給資格者証の写し(受給者名、給付金額、給付期間が記載されている部分)		公共職業安定所(ハローワーク)
3	生活保護受給者	保護額決定(変更)通知書又は振込通知書の写し(受給者名・受給額が記載されているもの)		福祉事務所
4	年金所得がある場合(非課税となる年金)	遺族年金、障害年金等を受給している場合は、受給額が確認できる書類の写し		日本年金機構他

(注1) 出願時現在、保護者が無職・無収入の場合は願書裏面家庭事情欄に生活費の出所を記載してください。

(注2) 「月収」・「年収見込」証明書の様式は要項P11に添付していますが、勤務先の様式でも可です。

(注3) 推薦・選考上必要と判断した場合、上記以外に証明書等を求めることもあります。

④ その他特別控除に関する証明書類

* 同一生計で次の区分に該当し、所得控除を希望する場合は提出

区 分	証明書類
障がいのある人がいる世帯	◇身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の障害者等級表による等級が記載されている面の写し 特別控除に該当する等級は次のとおり 身体障害者手帳・・・1級～3級 精神障害者保健福祉手帳・・・1級・2級 療育手帳・・・A1～B1
長期に療養を要する人がいる世帯	◇6か月以上の療養費の領収書の写し又は医療費控除を申告した確定申告書(控)の写しなど (申込時現在において半年以上の療養が必要な人が対象)
主たる家計支持者が別居している世帯	◇単身赴任先の家賃・電気・ガス・水道等の実費が分かる領収書等の写し (別居のために特別に支出している金額とし、住居費、光熱水道費、家具、家具用品の実費に限る)
火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	◇罹災証明書、被害届等の写し又は雑損控除を申告した確定申告書(控)の写しなど (申込の前年から申込時まで被害を受けた為、長期に渡り著しく困窮状態に置かれると認められる場合に限る)

(注1) これらの証明書類により確認できない場合は、特別控除の対象となりません。

〔選考結果〕

選考結果は令和7年12月上旬に在学中学校に送付する予定です。

奨学生として採用内定した者には、在学中学校経由で「採用内定通知書」「誓約書」「進学届」を交付します。また、選考の結果、当会の定める基準を満たしていない者には在学中学校経由で「不採用通知書」を交付します。

〔本採用の手続き〕

採用内定者には、令和8年2月～3月にかけて進学先の調査を行います。（在学中学校に関係書類を送付します。）またその際に、内定している奨学金の貸付を受けるか、辞退するかの確認等も行います。なお、修学旅行費等奨学金に内定している者で修学旅行の実施がない学校へ進学することとなった場合は、修学旅行費等奨学金の内定は辞退いただくこととなります。

貸付を受ける者は、「誓約書」「進学届」を作成し、進学先の学校の定める期日（令和8年4月上旬の予定）までに、**進学先の学校へ提出**してください。

期日までに提出のない場合は、奨学生として採用されない場合があります。

「誓約書」・・・・・・本人と連帯保証人1名（保護者：父母兄弟等）で連署し、連帯保証人の「印鑑登録証明書」を添付してください。

「進学届」・・・・・・氏名、進学先等を記載し、通学区分や希望する貸与額を選択してください。

〔採用者の決定〕

採用決定は、令和8年4月下旬の予定です。

奨学生として採用決定した者には、在学高等学校等を経由して「奨学生証」及び「奨学生のしおり」を交付します。

〔奨学金の振込み〕

奨学金は、奨学生本人名義のゆうちょ銀行の口座に原則として年6回に分けて振込まれます。

入学支度金の振込みは、令和8年4月末日、高等学校等奨学金の初回振込み（4・5月分）は、令和8年5月中旬の予定です。その後の振込予定日は、採用決定の際に交付する「奨学生のしおり」を確認してください。修学旅行費等奨学金の振込みは、修学旅行実施学年の実施月3か月前頃の予定です。振込日は別途お知らせします。

〔奨学金の返還〕

奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から起算して6か月を経過した後、半年賦又は月賦払いの口座振替（引落し）で返還開始されます。返還額は、貸与総額（返還総額）によって定められています。貸与終了時には「返還のてびき」を配付しますので参照してください。

口座振替の手続きや返還方法（半年賦又は月賦）の選択は、貸与が終了する時に行います。返還方法の選択にそった返還額、返還始期、終期、返還者が指定した振替口座等は、返還が始まる前に送付する「返還計画のご案内」に記載しますので確認してください。

返還金は、後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用されるものです。滞りのないよう計画にそって返還してください。

なお貸与終了後も引き続き在学する場合、及び卒業後進学または留学した場合は、願出によって卒業まで返還が猶予される制度があります。（奨学金返還猶予制度参照）

〔奨学金返還猶予制度〕

貸与終了後も引き続き在学する場合や、卒業後進学又は留学した場合等、一定の要件を満たした場合、願出によって卒業まで返還が猶予されます。希望する者は、当会の指定する様式を使用し、期日までに手続きをしてください。期日までに提出のない場合は返還を開始します。

詳しくは、貸与終了時に配付する「返還のてびき」を参照してください。

◎標準貸与総額

＜高等学校等奨学金＞

(36月)

＜入学支度金＞ (入学時1回のみ)

区分	貸与月額	標準貸与総額	区分	貸与月額	標準貸与総額
国公立 自宅通学 自宅外月額	18,000円	648,000円	私立 自宅通学 自宅外月額	30,000円	1,080,000円
	14,000円	504,000円		23,000円	828,000円
	9,000円	324,000円		15,000円	540,000円
	23,000円	828,000円		35,000円	1,260,000円
	18,000円	648,000円		27,000円	972,000円
	12,000円	432,000円		18,000円	648,000円

区分	貸与額	貸与総額
国・公立	50,000円	50,000円
私立	100,000円	100,000円

＜修学旅行費等奨学金＞ (修学旅行実施年度に1回のみ)

区分	貸与額	貸与総額	区分	貸与額	貸与総額
国内	160,000円	160,000円	海外	220,000円	220,000円
	80,000円	80,000円		110,000円	110,000円

貸与総額を下表にあてはめ、半年賦額や月賦額を算出

貸与を受けた奨学金の総額	半年賦の返還額	月賦の返還額
100,000円以下	10,000円	月賦の額は半年賦額の6分の1以上の額とする。
100,000円を超え 200,000円以下	15,000円	
200,000円を超え 300,000円以下	20,000円	
300,000円を超え 500,000円以下	25,000円	
500,000円を超え 700,000円以下	30,000円	
700,000円を超え 800,000円以下	35,000円	
800,000円を超え 1,000,000円以下	40,000円	
1,000,000円を超え 1,200,000円以下	45,000円	
1,200,000円を超え 1,400,000円以下	50,000円	
1,400,000円を超え 1,600,000円以下	55,000円	
1,600,000円を超え 2,000,000円以下	60,000円	
2,000,000円を超え 2,600,000円以下	65,000円	
2,600,000円を超えるもの	総額の40分の1	

半年賦とは、半年ごとに決められた金額を返還していく方法のことです。

当会の半年賦返還月は6月と12月です。

〜〜〜願書の書き方（記入例）〜〜〜

下記事項に留意のうえ、**■** 太枠内を記入してください。
ペン又はボールペンを使用し、かき書でいいいに記入してください。

作成日を記入

高1	高2	No.
支度金	No.	
修学旅行費	No.	

高等学校等予約奨学生願書

公益財団法人 大分県奨学会理事長 殿
貴会の奨学生として採用していただきたいので、貸与規程に基づき、同意のうえ必要書類を添えて申請いたします。

2025年 〇月 〇日

「本人・連帯保証人」欄
必ずそれぞれが自署すること
自署でないと思われる場合は返却します。
連帯保証人は、保護者（父母兄弟等）を選定してください。

「進学希望校」欄
願書提出日現在、希望する学校を記入してください。

「申込種別」欄
希望する・希望しないを必ず○で囲んでください。併願可能です。

「同一生計の家族」欄
●同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族は同一世帯員としてください。次の場合は、同居していなくても同一世帯員としてください。
② 主たる家計支持者が出嫁ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。
① 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。
③ 主として扶養している別居の祖父母。
④ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
●「年齢」は令和7年4月1日現在で記入してください。
●同居していない同一生計の家族には×印を名前の前につけてください。

「就学者」欄
就学者とは、小学校・中学校・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する人です。

※高等学校・大学・高等専門学校の専攻科生及び別科生については、それぞれ高等学校生徒、大学学生、高等専門学校学生に相当するものとして、控除の対象とすることができます。

奨学生志望者は「募集要項」の記入例を参照し、太枠内を記入すること
※の箇所は該当するものを○で囲むこと

学 校 名	大分市 立 奨 学		※ 中学校 第3学年 学 園			
フリガナ	シヨウガク マナブ	現住所 番	123 - 4567			
本人氏名 (自署)	奨学 まなぶ	大分市府内町77-7				
生年月日	20 10 年 10 月 5 日 14才	自宅電話	- - (携帯 080 - 123 - 4567)			
フリガナ	シヨウガク イチロウ	現住所 番	123 - 4567			
連帯保証人氏名 (自署)	奨学 一郎 (西暦 1974年 7 月 5 日生)	大分市府内町77-7				
	続柄:本人の 父	自宅電話	- - (携帯 080 - 123 - 4567)			
進 学 希望校	大分県 立 奨 学 ※ 高等学校 ※ 専修学校(高等課程) 高等専門学校 ※ 全日制・定時制・通信制					
申込種別	● 入学支度金 ● 高等学校等奨学金 ● 修学旅行費等奨学金		希望する・希望しないを○で囲んでください。(併願可) 希望する 希望しない 希望する 希望しない 希望する 希望しない			
同一生計の家族	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	収入・所得金額 (万円)	所得金額 (万円)
	父	奨学 一郎	50	給与・事業 その他()		
	母	奨学 春子	48	給与・事業 その他()		
	祖母	奨学 フユ	75	給与・事業 その他()		
				給与・事業 その他()		
				給与・事業 その他()		
				給与・事業 その他()		
				給与・事業 その他()		
				給与・事業 その他()		
				給与・事業 その他()		
特別控除額	続柄	氏 名	年齢	※設置者	※就学者控除	※通学別
	兄	×奨学 太郎	21	国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
	姉	奨学 夏子	17	国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
				国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
				国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
				国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
				国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
				国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
				国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
				国・私立	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	自宅(自宅外)
同一生計の家族の人数				6 人		
母子・父子世帯				※ はい ・ いいえ		
認定欄	ア 本人の就学者控除 (一律28万円)				⑧	28
	イ 障がいのある人がいる世帯				⑨	
	ウ 主たる家計支持者が別居している世帯 (71万円限度)				⑩	
	エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯				⑪	
	オ 火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯				⑫	
	[②から⑫の計] 特別控除額合計				⑬	
	[①-⑬] 認定所得金額				⑭	
	世帯人員 人				基 準 額	⑮

～～～家庭事情調書の書き方（記入例）～～～

「家庭事情」欄

奨学金の貸与を希望するに至った事情などを詳しく記入してください。
また、世帯全員が無職・無収入の場合は、生活費の出所を記載してください。
例えば 預貯金により生活
他からの援助 月 〇〇万円 等

家 庭 事 情 調 書	
家 庭 事 情 奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情を具体的に記入。 また、世帯員全員が無職・無収入の場合は、生活費の出所(預貯金により生活、他からの援助を受けている場合はその金額など)を詳しく記入。	父の会社は業績が下がり昇給が見送られています。
	母も働いていますが、大学に行っている兄への
	仕送りがあり、生活が大変です。
	学費が増大しますので、奨学金を希望します
他の奨学金等の併願の有無	※ 有・ <u>無</u> 有の場合 名称 ()

「他の奨学金等の併願の有無」欄

他の奨学金等と併願の手続きを行っている（予定も含む）があるときは、有を○で囲み、名称を記入してください。

高 1	高 2	No.
支度金		No.
修学旅行費		No.

高等学校等予約奨学生願書

公益財団法人 大分県奨学会理事長 殿

年 月 日

貴会の奨学生として採用していただきたいので、貸与規程に基づき、同意のうえ必要書類を添えて申請いたします。

学 校 名	立										※ 中学校 学 園										第 3 学年																																							
フリガナ											現住所 ☎										-																																							
本人氏名 (自署)											自宅電話 ☎										-										(携帯 ☎										-										)									
生年月日	2 0 年 月 日 才																																																											
フリガナ											現住所 ☎										-																																							
連帯保証人氏 (自署)	(西暦 年 月 日生)										自宅電話 ☎										-										(携帯 ☎										-										)									
続柄: 本人の																																																												
進 学 希 望 校	立										高等学校 ※ 専修学校(高等課程) 高等専門学校 ※ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制										校										科																													
申込種別	● 入学支度金 ● 高等学校等奨学金 ● 修学旅行費等奨学金										希望する ・ 希望しない 希望する ・ 希望しない 希望する ・ 希望しない										希望する・希望しないを○で 囲んでください。(併願可)																																							
同 一 生 計 の 家 族	就学者を除く家族	続柄	氏 名				年齢		所得の種類				収入・所得金額 (万円)				所得金額 (万円)																																											
									給与 ・ 事業 その他()																																																			
									給与 ・ 事業 その他()																																																			
									給与 ・ 事業 その他()																																																			
									給与 ・ 事業 その他()																																																			
									給与 ・ 事業 その他()																																																			
	就学者(本人除く)	続柄	氏 名				年齢		※設置者				※就学者控除				※通学別				①																																							
									国公・私立				小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学				自宅・自宅外				②																																							
									国公・私立				小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学				自宅・自宅外				③																																							
									国公・私立				小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学				自宅・自宅外				④																																							
									国公・私立				小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学				自宅・自宅外				⑤																																							
									国公・私立				小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学				自宅・自宅外				⑥																																							
	同一生計の家族の人数														人																																													
	母子・父子世帯														※ はい ・ いいえ										⑦																																			
	特別 控除 額	ア 本人の就学者控除 (一律 2 8 万円)														⑧								2 8																																				
イ 障がいのある人がいる世帯														⑨																																														
ウ 主たる家計支持者が別居している世帯 (7 1 万円限度)														⑩																																														
エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯														⑪																																														
オ 火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯														⑫																																														
														[②から⑫の計] 特別控除額合計										⑬																																				
認 定 欄														[①ー⑬] 認定所得金額										⑭																																				
世帯人員														人										基 準 額				⑮																																

奨学生志望者は「募集要項」の記入例を参照し、太枠内を記入すること。
※の箇所は該当するものを○で囲むこと。

家 庭 事 情 調 書	
家 庭 事 情 奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情を具体的に記入。 また、世帯員全員が無職・無収入の場合は、生活費の出所（預貯金により生活、他からの援助を受けている場合はその金額など）を詳しく記入。	
他の奨学金等の併願の有無	※ 有・無 有の場合 名称（ ）

予約奨学生推薦調書					
学習成績	評 定 平 均 値 (5段階評価)		人 物	人 物 評 価 (該当に○)	3. 優れている 2. 適している 1. 努力がいる
※ 特 例 推 薦 項 目	学習成績の5段階評定が 2.8～2.9 の者について				
	1～6のいずれかの特例項目に該当する場合は該当数字に○をつけてください。 1 災害、病気、その他の事故等(離婚等の生別を含む)により、主たる家計支持者を失った者 2 申込前1か年以内において、火災・風水害等により著しい被害を受けた者。または著しい被害を受けた者の子 3 今後、学力向上の見込みがあると学校長が認めた者 4 障がいのある者 5 原子爆弾により被爆した人の子 6 中国帰国孤児の子				
推 薦 所 見					
上記のとおりであり、貴会の奨学生として推薦基準に合致していると認め推薦します。 令和 年 月 日 公益財団法人 大分県奨学会理事長 殿 学 校 名 学 校 長 名					
					職印

学校担当者氏名

願書・家庭事情調査・推薦調書に記入されている個人情報については、大分県奨学会の奨学金業務のためにのみ利用するものであって、その他の目的に利用することは一切ありません。なお、不採用になった場合も申込書類は返却しません。

「月 収」・「年 収 見 込」 証 明 書

1. 該当者記入欄 (必ず記入してください。)

奨学生志望者氏名			
該 当 者 氏 名		生徒との続柄	

2. 勤務先証明欄

下記事項について証明願います。

就 職 (転 職) 年 月 日	令和 年 月 日
職 種	正社員・パート・アルバイト・その他 ()
ボ ー ナ ス の 有 無	有 ・ 無
現 在 の 月 収	_____ 円 (諸手当を含み、月によって変動がある場合は平均月収を記入してください。)
年 間 収 入 見 込 額	_____ 円 (12か月分及び賞与を含む金額)

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

【証明者】 住 所 _____

_____ 会社名 _____ 印

- この証明書は、令和6年1月以降に新たに就職・転職等した場合に提出してください。
新たに就職・転職した者について、前職の所得で判定せず、現在の職業で得る収入金額により、前年の所得額として推算するために必要とするものです。
- 自営業等の場合で第三者の証明が受けられない場合は、年間の収支見積証明書(様式自由)を添付の上、家計支持者が作成してください。

申込に際して、今まで質問が多かった項目について Q&A 形式にまとめましたので参考にしてください。

▼奨学金の併給について

Q1 他の奨学金と併給はできますか？

A1：当公益財団が併給を認めていないものは4つあります。

- ・母子父子寡婦福祉資金
- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金（国立高専生対象）
- ・高等学校等定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- ・特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ

以上の4つについては認めていませんが、上記以外は制限を設けていません。

ただ、当公益財団が制限を設けていなくても、上記以外で奨学金を扱う団体等が当公益財団と併給を認めていない場合がありますので、確認してください。

▼「所得課税証明書」について

Q2 「所得証明書」や「源泉徴収票」ではだめですか？

A2：当公益財団がお願いしているものは、市町村発行の「所得課税証明書」です。

市町村によって様式が異なり、名称も若干異なる場合がありますが、「所得証明書」は前年の1月1日から12月31日までの1年間にどれくらいの所得（収入）を得たかを証明する書類であり、その所得に対し住民税額を証明したものを同時に記載したものが「所得課税証明書」となります。申請の際は、所得及び課税の内容（所得割、均等割等）が両方記載されているものを取得してください。

また、給与収入の他に事業収入等があった場合に、源泉徴収票ではその内容の確認がとれないため、必ず市町村発行の「所得課税証明書」を取得してください。

Q3 同一生計の祖父母の所得課税証明書は必要ですか。

A3：祖父母が保護者となる場合は必要ですが、そうでない場合は不要です。

▼住民票について

Q4 県外に住んでいる大学生の兄弟の住民票は必要ですか？

A4：同一生計の者全員の住民票が必要です。兄弟が県外の大学に通うために住民票を移している場合や単身赴任等で父親が県外に住民票を移している場合も、必ず取り寄せて添付してください。

公益財団法人大分県奨学会高等学校等予約奨学生の募集に伴い収集した個人情報は、原則として高等学校等予約奨学生奨学金事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、個人情報の取扱いについては、公益財団法人大分県奨学会個人情報保護規定によります。

公益財団法人 大 分 県 奨 学 会

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
県庁舎別館8階

Tel 097-506-5620 FAX 097-533-7484

E-mail syogaku@po.d-b.ne.jp

URL <https://oita-syogaku.com>

